

特 区		地 域	
【経済金融活性化特区】 名護市 ＜対象業種＞ 金融関連業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等	【国際物流特区】 那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満の5市及びうるま・沖縄地区 (知事が地区指定) ＜対象業種＞ 製造業、こん包業、倉庫業、航空機整備業等	【情報通信産業振興地域】 【情報通信特区】 那覇・浦添地区、名護・宜野座地区、うるま地区 (知事が地区指定) ＜対象産業＞ データセンター、プロバイダ、バックアップセンター、情報通信機器相互接続検証事業 等	【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】 24市町村 (知事が地域指定) ＜対象産業＞ 情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等 沖縄県内全域 ＜観光関連施設＞ スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設 ＜産業イノベーション対象業種＞ 製造業、卸売業、エンジニアリング業、自然科学研究所、商品検査業 等

＜所得控除(特区のみ)＞ 40%、10年間 ※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり	＜投資税額控除(特区・地域共通)＞ ・機械等15%、建物等8% ※最長4年間繰越可能 ＜特別償却(特区・地域共通)※＞ ・機械等50%、建物等25% ※経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。	・保稅地域の特例: 許可手数料の軽減等 ※国際物流特区のみ ・エンジェル税制の特例 ※経済金融活性化特区のみ
注) 所得控除、投資税額控除、特別償却はいずれかを選択		
地 方 税 ・事業所税: 5年間対象床面積を1/2 ※那覇市のみ		

主な優遇措置の概要



①所得控除 ＜経金・物流・情報特区＞

- ❑ 認定企業の所得を**設立から10年間、40%控除**する制度。
※ 特区内で設立し、設立から10年以内、一定数の従業員等の要件があります。
- ❑ 全国では他には国家戦略特区(20%)のみで、高い控除率や控除期間において他に類をみない制度。
- ❑ 所得控除を活用した場合、法人実効税率は約20%。

②投資税額控除 ＜経金・物流・情報・イノベ・観光＞

- ❑ 企業が特区・地域内で設備投資を実施した際に、その取得価額の一定割合を控除。
機械装置等☞ 15%、建物等☞ 8%
※ 取得価額の限度額が計20億円、控除額が法人税額の20%まで等の要件があります。
- ❑ 例えば、1億円の設備投資により法人税額から最大1500万円を控除可能です。
- ❑ 繰越控除は4年間。(例えば平成29年度に投資すると平成33年度まで繰越できます。)
- ❑ 控除率・繰越期間ともに我が国の投資税額控除制度の中で最も優遇されています。

③特別償却 ＜経金・物流・イノベ＞

- ❑ 企業が特区・地域内で設備投資を実施した際に、その取得価額の一定割合を償却。
機械装置等☞ 50%、建物等☞ 25% (経金・物流)
機械装置等☞ 34%、建物等☞ 20% (イノベ)
※ 取得価額の限度額が計20億円等の要件があります。
- ❑ 例えば、物流特区の場合、1億円の設備投資について普通償却額+5000万円を初年度に償却可能。

※①～③の制度は選択制です。

<参考> 制度活用のメリット

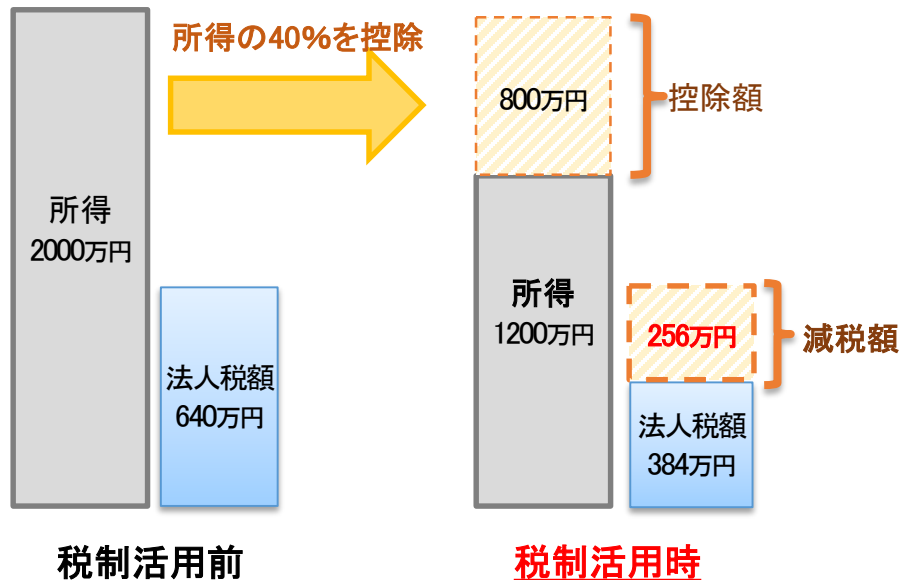


① 所得控除

- 法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます。

(例) 所得控除

- 所得金額2千万円の場合



※法人税率(国税+地方税)は32%で試算
※控除額は各制度の要件によって異なります。



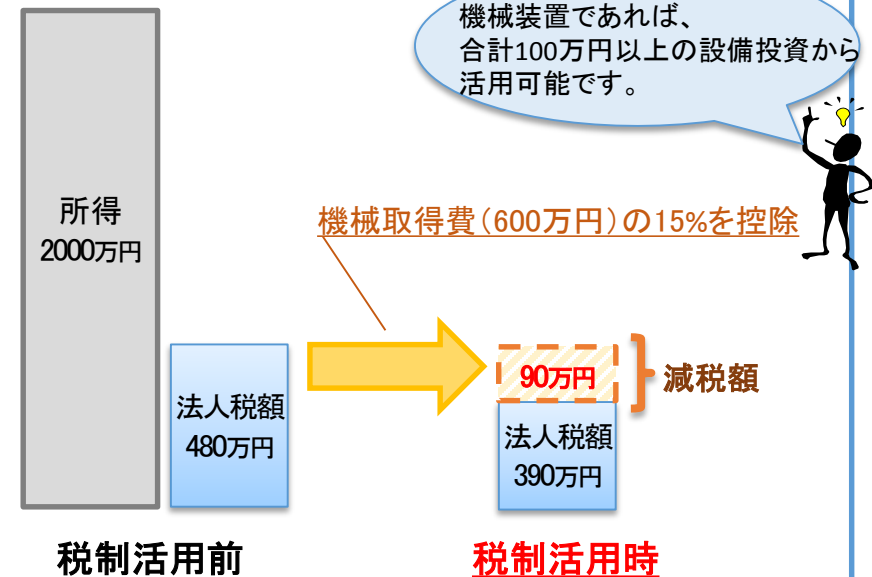
所得控除を活用するには、まずは
県知事の認定が必要！

② 投資税額控除 及び 特別償却

- 機械・設備や建物等を新增設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除したり特別償却費として経費に算入できます。

(例) 投資税額控除

- 所得金額2千万円で、6百万円の機械装置を購入した場合



※法人税率(国税)は24%で試算
※各制度によって条件は異なります。

沖縄の経済金融を活性化 ～経済金融活性化特区～



目指す姿

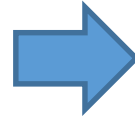
従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融を活性化

経済金融活性化特区

- 地区;名護市(H26.4.10指定)
- 対象産業;金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等(別紙参照)
- 優遇措置<①、②、③は選択制>

①所得控除制度(40%控除)

【条件】 (1)特区内に本店又は主たる事務所を有する法人
(2)H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人
(3)特区内で常時使用する地元従業員が5人以上
※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
(所得控除額=所得金額×40%×特区内従業員数/全従業員数)
※県知事が対象法人を認定



Point!

- ★知事が設定し、総理が認定した産業が対象に
- ★区域外業務の制限なし
- ★対象産業以外の活動も可能
- ★常時従業員5人以上

②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:100万円超 (建物等は1,000万円超)

③特別償却(機械装置・器具備品50%、建物等25%)※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:100万円超 (建物等は1,000万円超)

④エンジェル税制

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。本特区版は要件が大幅緩和:設立後3年→10年、赤字要件無し等



※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

経済金融活性化特区の区域



特区	対象区域
経済金融活性化特区	名護市

※旧金融特区の対象地域も名護市



**① 金融関連産業**

- (ア) 銀行業、無尽業、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- (イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会の事業
- (ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会の行う信用事業・共済事業
- (エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- (オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- (カ) 信託業又は信託契約代理業
- (キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- (ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- (ケ) 金融業に付随する業務を行う事業 ※コールセンター等のBPO業務

④ 農業・水産養殖業

- (ア) 農業
- (イ) 水産養殖業

② 情報通信関連産業

- (ア) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業
- (イ) 電気通信業
- (ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- (エ) 放送業(有線放送業を含む。)
- (オ) ソフトウェア業
- (カ) 情報処理・提供サービス業 ※データベースサービス業等
- (キ) インターネット付随サービス業 ※ネットショッピングサイト運營業等
- (ク) 情報通信技術利用事業 ※コールセンター、BPOセンター等

③ 観光関連産業

- (ア) 宿泊業
- (イ) 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに附帯するサービス業を除く。)

⑤ 製造業等

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (ア) 製造業 | (エ) 公認会計士事務所、
税理士事務所 |
| (イ) 自然科学研究所 | |
| (ウ) 法律事務所、特許事務所 | (オ) 経営コンサルタント |

※上述の対象事業を営む法人であっても、併せて①風俗営業、②性風俗関連特殊営業、③公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業のいずれかを営んでいる法人は対象外。

国際物流拠点産業の振興 ～国際物流拠点産業集積地域～



沖縄の物流環境

- 目覚ましい発展を遂げるアジアとの地理的近接性（飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、マニラなどアジアの主要都市）
- アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- 那覇空港滑走路増設事業に着工（H31年度末に供用開始予定）
- 那覇空港と那覇港の近接（約10分）



目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

国際物流産業集積地域

① 所得控除制度（40%控除）

【条件】①特区内に本店又は主たる事務所を有する企業

- ②対象地域のH26.6.18以後（注）に特区内で設立され、10年以内の企業
- ③特区内で専ら特定事業を営むこと
- ④常時使用従業員が15人以上であること
- ⑤特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること

※県知事が対象法人を認定

※対象事業

所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点事業

② 投資税額控除（機械装置15%、工場用の建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超）

③ 特別償却（機械装置50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超） <①、②、③は選択制>

④ 保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、選択課税制度等） ※事業認定を受けた法人が対象

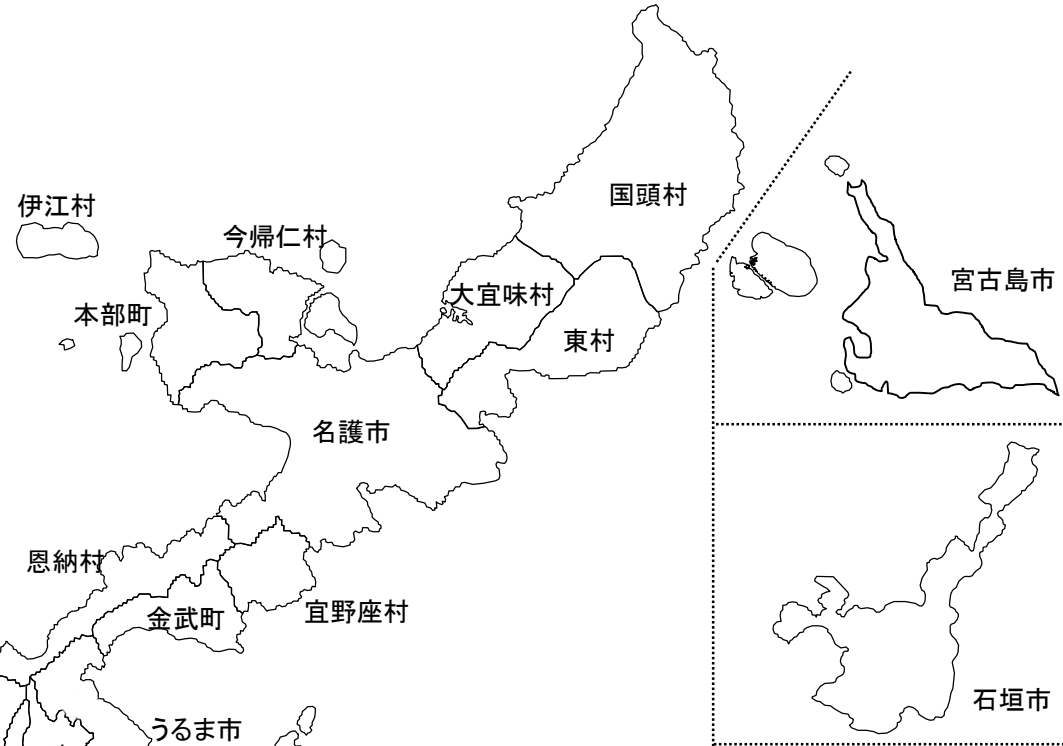
⑤ 事業所税の減免措置

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

国際物流拠点産業集積地域の区域



対象地域	
旧（～H26.6.17）	新（H26.6.18～）
那覇地区	那覇市 浦添市 豊見城市 宜野湾市 糸満市 那覇・浦添・豊見城・ 宜野湾・糸満地区
那覇空港地区	
那覇港地区	
—	
—	
—	
—	
中城湾港新港地区（旧特自貿）	うるま・沖縄地区



（参考）

旧：那覇地区・那覇空港地区・那覇港地区



※旧3地区の区域（上図青枠内）は、新たに指定された那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区の区域に内包されている。

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

うるま・沖縄地区 ※下図の赤枠内



※上図の青枠・斜線部分は、旧・中城湾港新港地区（特自貿）の区域

スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

情報通信産業の振興 ～情報通信特区・地域～



沖縄のIT環境

➤ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

➤ IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年度)→387社(H27年度)、雇用者数:4,186人(H13年度)→26,627人(H27年度)

➤ IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)

目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

情報通信特区・地域

①所得控除制度(40%控除)＜特区:①、②は選択制、地域:②、③のみ＞

【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業

(2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業

(3)特区内で専ら特定事業を営むこと

(4)常時使用従業員が5人以上であること

(5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれか多い数であること

※県知事が対象法人を認定

②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

※地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:100万円超

(建物等は1,000万円超)

③事業所税の減免措置

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

※対象事業

情報通信産業特区	情報通信産業振興地域
所得控除	投資税額控除
データセンタ(iDC)、インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、バックアップセンタ、セキュリティデータセンタ、情報通信機器相互接続検証事業 (以上、特定情報通信事業という。)	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンタ、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を含む。)

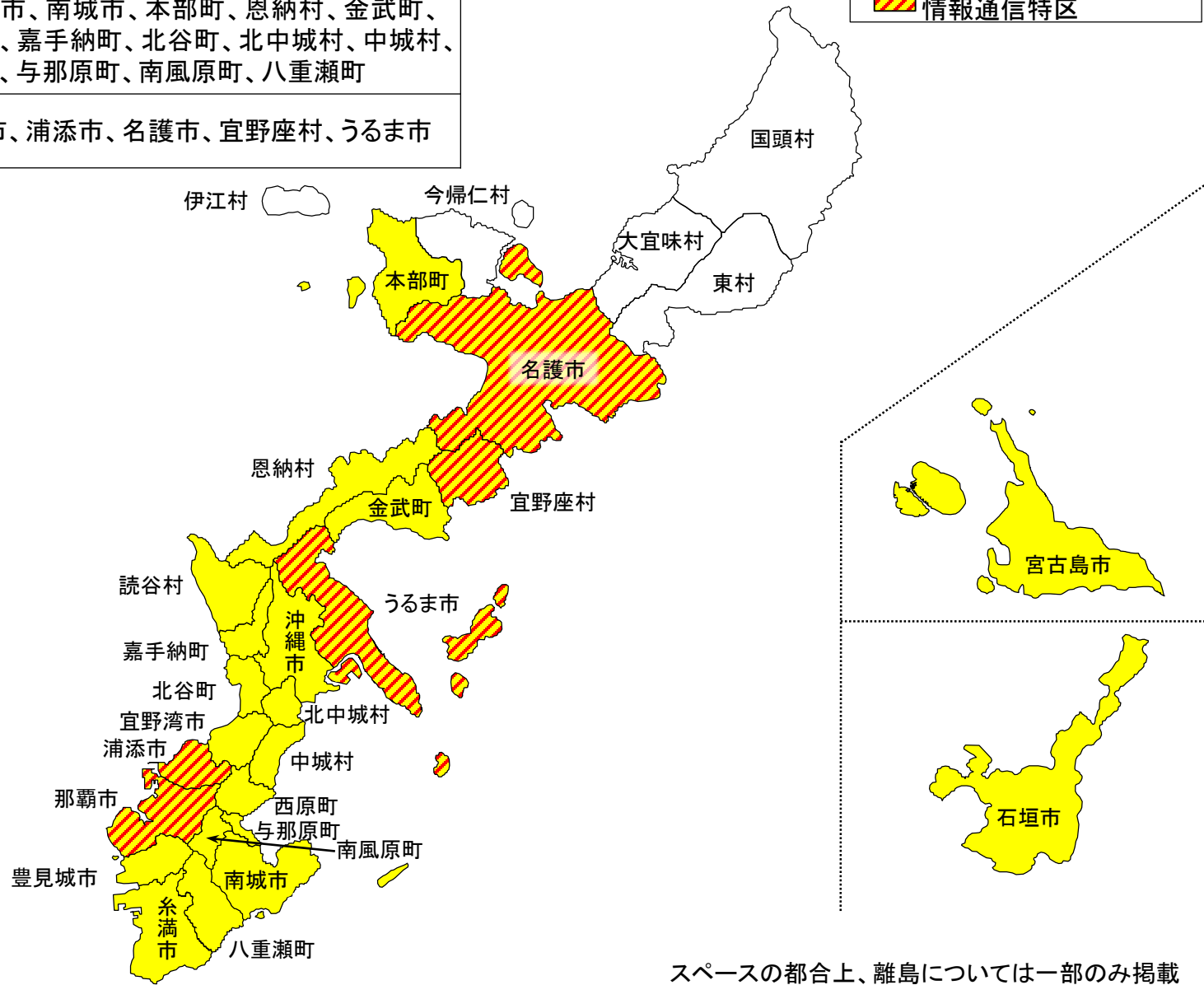


情報通信産業振興地域・情報通信特区の区域



地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、 宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
情報通信特区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

	情報通信産業振興地域
	情報通信特区



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

モノづくり産業の振興 ～産業高度化・事業革新促進地域～



沖縄のモノづくり環境

- 共同研究施設の活用促進とあわせて、インキュベーション施設、リサーチパークを整備
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)、琉球大学、沖縄高専
- 自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーが重要な産業資源

目指す姿

- ものづくり産業が沖縄県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長
- OISTや琉大、沖縄高専等を核とした産学官連携により、生み出される研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、国際的な「知的・産業クラスター」の形成
- 環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成

産業高度化・事業革新促進地域

- ① 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、工場用の建物等・附属設備8%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品: **100万円超**(建物等は1,000万円)

- ② 特別償却(機械装置・器具備品34%、工場用の建物等・附属設備20%)

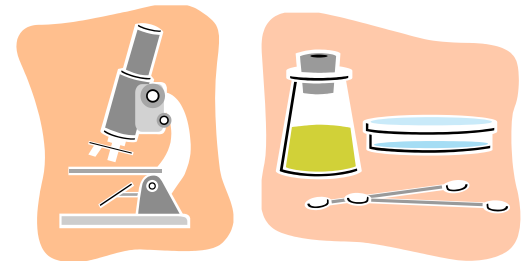
※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品: **100万円超**(建物・附属設備は1,000万円)

<①と②は選択制> ※適用には県知事の認定が必要。

- ③ 事業所税の減免措置

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象資産

機械装置及び器具備品(開発研究用器具備品を含む)

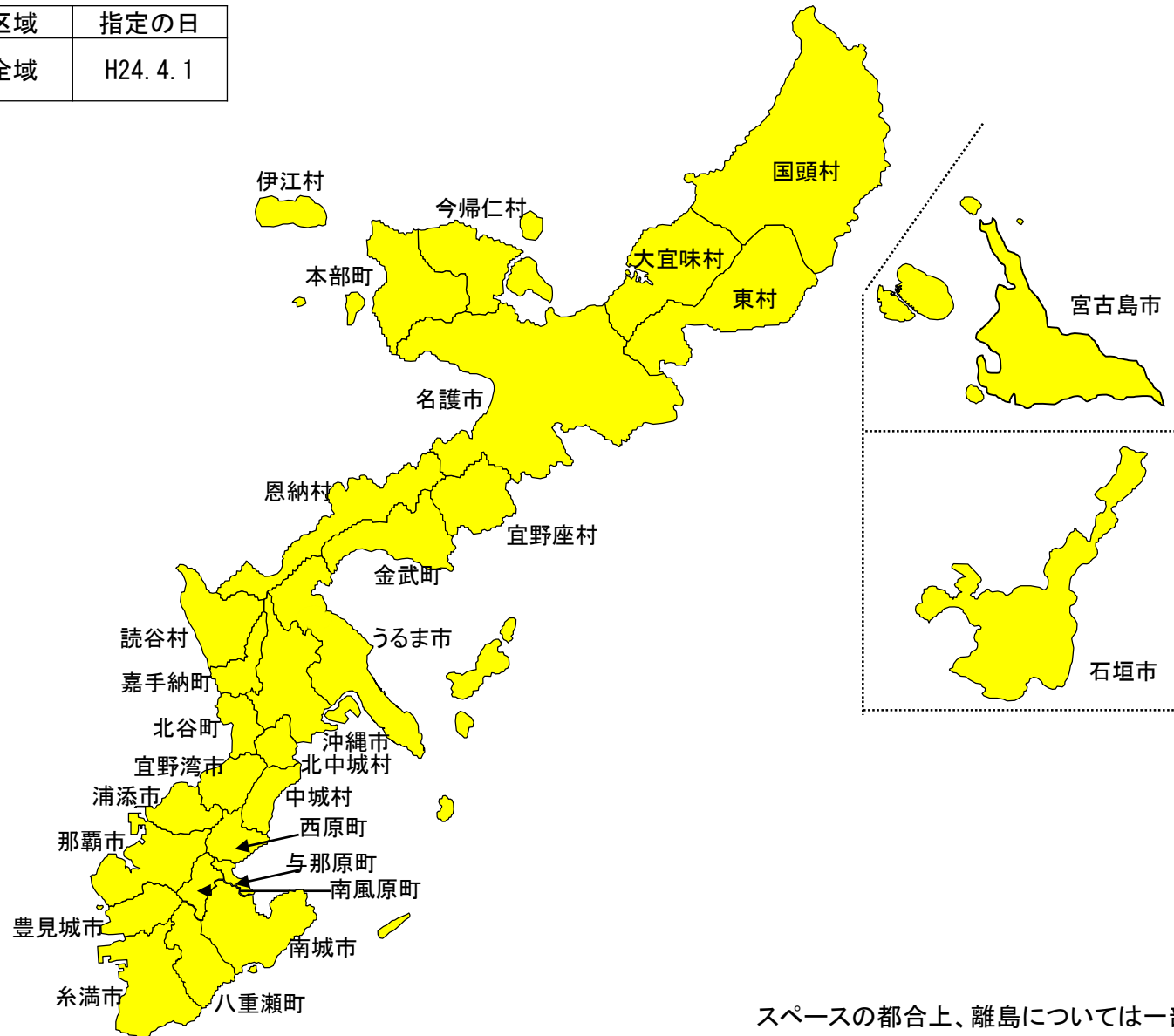
※対象業種

製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、
エンジニアリング業、機械設計業、自然科学研究所、
商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業 等

産業高度化・事業革新促進地域の区域



地域	対象区域	指定の日
産業高度化・事業革新 促進地域	県内全域	H24. 4. 1



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。



観光・リゾート産業の振興 ～観光地形成促進地域～

沖縄の観光環境

- 豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気
- 首里城跡等の文化遺産、空手、組踊等の文化資源、各種スポーツキャンプの実施
- LCCの就航、新石垣空港開港（H25.3）、那覇港大型旅客船ターミナル供用開始（H26.4）
那覇空港滑走路増設事業（H31年度末供用開始予定）

【参考】

- ・入域観光客数の拡大（553万人（H23年度）→794万人（H27年度））
- ・外国客数の拡大（30万1千人（H23年度）→167万人（H27年度））
- ・クルーズ船寄港回数の増大（100回（H22）→219回（H27））



目指す姿

世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成

観光地形成促進地域

① 投資税額控除

- ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%）を法人税額から控除
- ・取得価額限度額は合計20億円／事業年度、控除限度額は法人税額の20％／事業年度
- ・4年まで繰越し可能

※対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定）

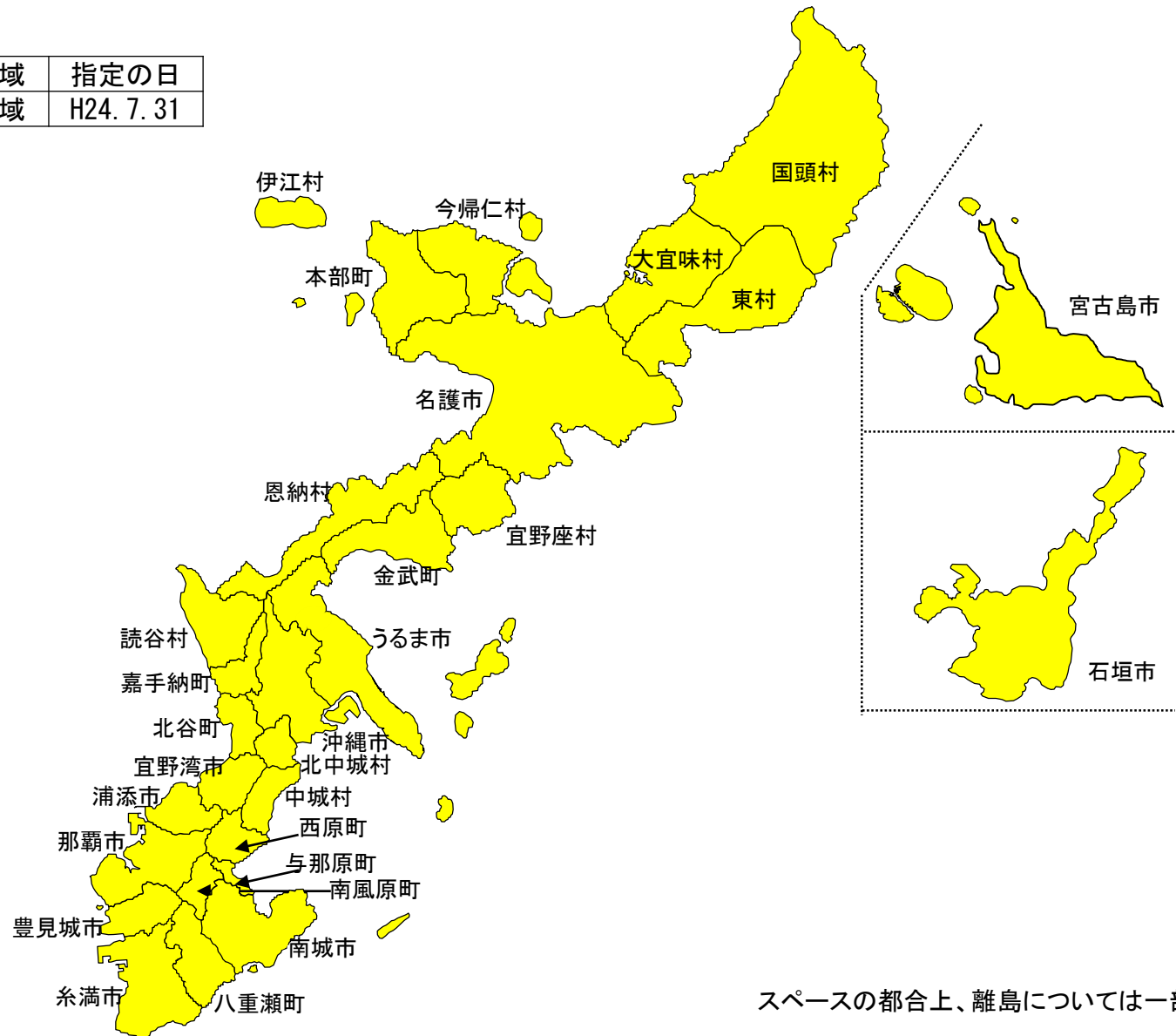
①スポーツ・リクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設

② 投資税額控除の自動連動により法人住民税軽減の他、事業所税軽減

観光地形成促進地域の区域



地域	対象区域	指定の日
観光地形成促進地域	県内全域	H24. 7. 31



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。



離島の旅館業の税制の特例措置

背景・必要性

- 離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、若年層の島外流出や住民の高齢化等が進行。
 - 定住条件の改善を図るため、産業活動の活性化、雇用の場の創出等が必要。
- ※東西1,000キロ、南北400キロの広大な海域に、160の島が点在。

措置の概要

- 離島の地域内において、事業者が**旅館業**の用に供する設備を新設又は増設
建物及びその附属設備（取得価格1,000万円超）についての**特別償却**（所得税・法人税）8％
特別償却の自動連動により法人住民税、個人住民税、事業税軽減



期待される効果

- 観光・リゾートホテル等の**宿泊施設の立地促進**（受入体制の強化）
- 就業機会の確保と所得の向上**
- 観光・リゾート産業と連携した**関連産業の振興**

<お問い合わせ先>



沖縄県庁



経済金融活性化特別地区

- 企画部企画調整課 企画班 098-866-2026



国際物流拠点産業集積地域

- 商工労働部企業立地推進課 企業誘致班 098-866-2770



情報通信産業振興地域・特別地区

- 商工労働部情報産業振興課 情報・金融産業振興班 098-866-2503



産業高度化事業革新促進地域

- 商工労働部企業立地推進課 企業誘致班 098-866-2770



観光地形成促進地域

- 文化観光スポーツ部観光整備課 MICEリゾート班 098-866-2077



離島の旅館業に係る制度

- 企画部 地域・離島課 098-866-2370

内閣府

<観光地形成促進地域以外の特区・地域>

政策統括官(沖縄政策担当)産業振興担当参事官室 03-6257-1688

<観光地形成促進地域、離島の旅館業に係る制度>

政策担当官(沖縄政策担当)企画担当参事官室 03-6257-1683